

2022年7月26日

石膏ボード製品におけるアスベストの含有について

一般社団法人 石膏ボード工業会

一般社団法人 石膏ボード工業会では、2007年(平成19年)にアスベスト含有製品に関して当時の会員各社からの報告などを取り纏め、その結果を下記(1.～3.)の通り公表致しております。また、会員各社の製品のその他判別方法につきましては下記(4.)に掲載致しております。

1. 現在、製造している石膏ボード製品には、アスベストは使用されておられません。

2. アスベストを含有していた製品の種類、時期、量

1) 過去の一部の特殊製品(不燃積層石膏板等)にアスベストが使用されていたものがありました。対象製品は1970年(昭和45年)から1986年(昭和61年)までに製造されたものであり、この期間に製造された石膏ボード製品の1%弱と推定しております。尚、上記対象製品は一般住宅ではほとんど使われておりません。

2) 下記製品に使用されたアスベストは白石綿で、その含有量は以下の通りです。

- ・①～②の製品に約1 重量%
- ・③～⑦の製品に約1.5 重量%
- ・※1の製品に約4.5 重量%
- ・※2の製品に約1.5 重量%

| No. | 製品 | 防火材料認定番号 |
|-----|---------------------|---------------|
| ① | 9mm厚 準不燃石膏吸音ボード | 第2006号、第2019号 |
| ② | 9mm厚 化粧石膏吸音ボード | 第2014号、第2010号 |
| ③ | 7mm厚 アスベスト石膏積層板 | 第1012号 |
| ④ | 9mm厚 アスベスト石膏積層板 | 第1013号 |
| ⑤ | 9mm厚 グラスウール石膏積層板 | 第1014号 |
| ⑥ | 9mm厚 不燃石膏積層板 | 第1004号 |
| ⑦ | 7mm厚 準不燃アスベスト石膏積層板 | 第2008号 |
| ※1 | 15mm厚 ガラス繊維網入り石膏ボード | — |
| ※2 | 12mm厚 化粧石膏板(個別認定) | (個)第1425号 |

第2014号、第2019号及び第1004号につきましてはアスベスト使用停止後も同じ防火材料認定番号だった期間がありますので製造時期の特定が必要です。

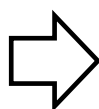
3. 判別方法

- ・ No.1～7 の石膏ボード製品は、厚さと、設計図書や石膏ボード製品の裏面に表示されている防火材料認定番号から判別出来る場合があります。
- ・ ※1: 吉野石膏(株)の 1977 年(昭和 52 年)から 1986 年(昭和 61 年)までの吉野耐火ウォール A 又は B (耐火間仕切壁) に使用されておりました厚さが 15mm でコア中に網の入った製品が該当します。
但し、当該製品はボード裏面に JIS マーク及び防火材料認定番号が表示されていないものが該当します。
- ・ ※2: チヨダウーテ(株)の 1977 年(昭和 52 年)から 1981 年(昭和 56 年)までのエースボード R(エースウォール) (厚さ 12mm) の製品が該当します。
当該製品は、表面には化粧柄印刷され、裏面には社名が千代田建材工業株式会社、防火材料認定番号が四角形で表示されています。

4. その他判別方法

- ・ 防火材料認定番号の頭文字が「NM-」、「QM-」ではじまる石膏ボードは 2002 年(平成 14 年) 5 月 17 日以降に製造しておりますのでアスベストは使用していません。
- ・ 以下の現行 JIS マークが表示されている石膏ボードは 2008 年(平成 20 年)4 月 1 日以降に製造しておりますのでアスベストは使用していません。

旧 JIS マーク



現行 JIS マーク



5. 上記アスベスト含有製品の取り扱いについて

解体・改修工事を発注される建築物所有者の方や、それを請け負われた元請業者や施工業者等の方は、以下法令などを順守して適切な処理をお願い致します。

- ・ 労働安全衛生法 ・ 石綿障害予防規則 ・ 大気汚染防止法
- ・ 廃棄物の処理および清掃に関する法律 ・ 各自治体の条例

以上